

# 平成 21 年度 (社)全国木材組合連合会事業計画

## 1. 我が国の経済社会の動向

- (1) 世界の経済動向は、百年に一度と言われる世界的な経済・金融危機、国際金融資本市場の強い緊張状態が続き、比較的最近まで景気が好調であった新興国を含め急速に減速・後退してきている。
- (2) わが国の経済情勢をみると、輸出は海外経済の減速や為替円高を背景に大幅に減少し、企業収益の悪化、設備投資の減少が続いている。家計部門も個人消費は、雇用・所得環境が厳しさを増す中で弱まっている。また、住宅投資も減少に転じている。このような中で生産の減少は拡大し続け景気は一層悪化してきている。
- (3) このように、これまでの地方と大都市、大企業と中小企業の格差問題の解消に加え、内需拡大、雇用対策、金融システムの安定化等の景気回復に向けた対策が緊急かつ最重要の課題となっている。政府は国民生活と日本経済を守る観点から、平成 20 年度第一次補正予算、第二次補正予算と切れ目なく連続的に施策を講じ、さらに平成 21 年度予算案において「国民生活を守る」「日本経済を守り、将来の成長の芽を育てる」を最優先の重点課題として、雇用対策、地域の底力の発揮（地域の活性化支援、食料自給力の向上等）、成長力の強化（将来の成長の元となる研究開発等）、セーフティネット措置などの対策を実施していくこととしている。
- (4) 企業活動については、近年、様々な製品で偽装表示問題が大きく浮上しいずれも厳しい社会的指弾を受けており、「企業の社会的な責任」(CSR)「法令遵守(コンプライアンス)」「情報開示」などの要求は益々強まってきている。さらに経営方針、生産活動に業種、企業の規模を問わず「環境の重視・配慮」を明確にした対応が不可欠なものとなってきている。

## 2. 木材産業の動向と課題

### ( 需要サイド )

- (1) 平成 20 年の新設住宅着工戸数は、19 年度の建築基準法の改正施行等の影響が解消に向かい 7 月以降は着工増傾向で推移したものの、景気の急速な後退に伴い前年実績を僅かに上回る 109 万戸程度にとどまった。平成 21 年については、住宅ローン減税の大幅拡充・延長や住宅を現金購入する場合の住宅投資減税が措置されるなどの好材料はあるものの、景気的大幅後退により着工戸数の伸びは期待しにくいと考えられる。

- (2) 住宅政策は、消費者重視、ストック・住環境重視に転換され、住生活基本法の制定、建築基準法の改正、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の制定などが行われ、平成 20 年 12 月には「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が成立した。この法律は、良質な住宅ストックの形成を図りその長期使用の促進を図ることを目的とするもので、主要住宅建材である木材に関しては、法に基づき策定される基本方針に「国産材（国内で生産された木材）その他の木材を使用した長期優良住宅の普及が図られるよう配慮」などと規定されている。この制度に関連する先導的モデル事業や地域木造住宅の活性化事業の実施が進められているが、これらの事業取組みに木材関係団体、木材事業者が積極的に参画している例も少なくない。住宅着工増が期待しにくい予想がある中であって、森林吸収源対策として地域材利用の促進、環境負荷の低減等をねらいとした長期優良住宅や地域木造住宅の建築促進、健康維持増進住宅の研究・検討などに適切に対応していくことが重要となっている。その際、特に建築関係団体・事業者と連携を深めていく取組みが必要である。
- (3) 消費者の「顔の見える」商品購買傾向が強まっている中で、木材関係にあっても各地域で地方公共団体、NPO 等による地域材利用の家づくりの推進や伝統工法の評価・見直しなど、いわゆる「顔の見える家づくり」の取組みが進められており着実に成果を上げている。今後、木材業界と関係者の連携を深めた活動を一層推進していくことが必要である。
- (4) 構造計算偽装問題に対処するため措置された一連の建築関連法制度については、改正建築基準法が平成 19 年 6 月に施行された。改正建築士法は平成 20 年 11 月に施行され一定の建築物については平成 21 年 5 月からは同法に基づく構造設計一級建築士の関与の義務付けが開始されることになっている。特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律については平成 21 年 10 月に施行が予定されており、すでに、平成 20 年 4 月から保険法人指定、事業者等への普及、講習会が進められている。木材を多く使う木造 2 階建て以下などの 4 号建築物の特例措置見直し問題については当面見送られている。また、長期優良住宅の認定には品確法に基づく性能評価が義務付けされて運用されることになっている。
- このように建築関連制度の変化に対応して「安心」、「信頼」の建築部材として木材の安定供給体制の整備、乾燥材・JAS 製品等の供給拡大に取り組んでいくことが重要となっている。
- (5) 政府は「低炭素化社会行動計画」を閣議決定（平成 20 年 7 月）し、国全体を低炭素社会へ動かす仕組みとして、排出権取引、税制のグリーン化、「見える化」活動として製造等の過程で排出される温室効果ガス排出量を表示するカーボ

ン・フットプリント制度等を導入していくこととしている。排出権取引の一環として平成 20 年 10 月から、3 省庁共同で大企業等と中小企業等が協同（共同）して実施する排出削減事業の募集が進められ、また、環境省は平成 20 年 11 月に「カーボンオフセット・クレジット制度」を創設し化石燃料から製材端材由来の木質バイオマスを使用するボイラーに代替する事業の採用などが行われている。経済産業省と林野庁ではカーボン・フットプリント導入、木材の CO<sub>2</sub> 固定量表示制度の導入の検討が進められている。これらについては民間企業にあっても独自の取組みが進められつつある。

木材は CO<sub>2</sub> を固定し低炭素社会実現に大きく貢献する資材であり、排出量取引、カーボン・フットプリントなどの導入・取組みは、木材の多様な用途への利用促進や、新たなビジネスチャンスにつながるものである。木材業界としては、これらに適切に対応していくことが必要である。

（ 供給サイド ）

- (1) 平成 20 年の木材需要は、住宅着工の低迷の影響を受けて 1 割強の減少が見込まれている。国産材については、ほぼ前年並みの供給が見込まれているものの、輸入材については北洋材が丸太輸出税の大幅引上げの動きにより丸太は半減、製材品にあっても 3 割減少するなど大きく変化してきている。木材産業は、平成 19 年の改正建築基準法施行や昨年秋以降の世界的金融危機に伴う景気後退、急速な円高の進展などにより、木材需要の減少、木材価格の低迷・下落が続き、かつてない厳しい経営環境下にある。そのような中で、木材利用への新たな取組み等による需要の確保、経営体質強化、セーフティネット対策、木材需給の変化に対応した産業構造の確立等が緊要の課題となっている。
- (2) 国内の製材工場で消費する国産材は全体の 3 分の 2 までに至り、そのウエイトは年々高まってきている。輸入丸太については、輸出国の政策、中国などの新興国等における輸入の急増等により、かつてのような手当がしにくい環境が強まっている。輸入材を原料としていた製材工場にあっては、その施設、加工技術等を活かして原料を輸入丸太から資源的に充実してきている国産材などに転換していくことが課題となっている。
- (3) また、資源が豊富な地域を中心として施設の大型化、合理化が進展してきている一方で、工場数は事業撤退、倒産等により大幅に減少し続けており、地域における木材の利用・加工体制の弱体化が懸念されている。地域経済や地域材利用の住宅建築等において重要な位置付けにある中小工場が、木材製品のマーケットニーズにきちんと応えて、今後とも、その役割を発揮していけるよう、関係事業

者が連携を深めて生産体制の再構築を行い、製品を供給していく取組みが必要となっている。なお、丸太の確保・流通を巡って問題が生じている地域も見受けられるが、木材需給の変化に応じた産業構造への転換、中小工場の連携促進等を推進していく上で丸太の安定供給体制の整備は重要である。

(4) 違法伐採問題については、住宅メーカー、建築関係業界団体、家具メーカーなどは国産材や合法性・持続可能性が証明された木材を使用する調達方針を打ち出すなどの動きが益々強まってきている。こうした中で、合法木材の利用拡大を図っていくためには、国や地方公共団体に対する一層の働きかけとともに一般消費者への普及とその供給体制づくり、製品情報の提供などを推進していくことが重要となっている。また、製紙業界にあっては、古紙の利用問題を背景に間伐材利用を拡大していく方針としており、グリーン購入法に基づく政府調達方針にあっても紙製品(古紙)における間伐材使用の基準が明確化されたところである。間伐材の有効活用、付加価値の向上を図っていく上で間伐材等チップの供給システムの構築が重要となっている。

(5) 地域材の利用推進については、地域材、建築知識等について消費者等がワンストップで必要な情報が受けられる体制づくりが全国・都道府県単位で進められており、これらに適切に対応していく必要がある。また、木材利用を推進する制度として、税制、法律によって木材利用を推進していく重要な動きがある。平成21年度税制改正で、木材が住宅に使われる場合の「カーボンストック減税」導入の要望が行われ、今後の道筋が開かれる結果となった。また、議員立法措置として、木材利用が地球温暖化の防止等に大きく貢献するとしてその推進に関する法制度創設の検討が進められている。いずれも、木材業界として永年念願してきた制度であり、今後、その実現に向けた取組みが重要である。

(6) 住宅や学校施設等において VOC の室内濃度に関する関心が強まり、トルエン、キシレン等の 4VOC の放散量表示制度が開始されている。これらの物質は木材本来の成分からは全く放散しないことが明確にされており、これらを含め木材が及ぼす人の健康等への影響について広く普及を図る取組みを一層充実していく必要がある。

### 3. 平成21年度事業計画の重点事項等について

以上の諸情勢を踏まえ、平成21年度の事業は中長期的な視点も展望しつつ、次の事業を重点事項として取り組むものとする。具体的計画は別添のとおりである。

#### (1) 重点事項

ア 木材利用の新たな取組みの推進

消費者への木材PRの推進、地域材利用の促進、合法性等の証明された木材の普及促進、低炭素社会に向けた木材利用の新たな取組み推進、バイオマス利用促進等

イ 木材産業の生産加工体制整備

木材産業業況改善対策、木材需給の変化に対応した木材産業構造の確立、原料転換、中小工場の有機的連携による木材産業構造の再構築、木材加工流通の合理化・高度化、WTO への対応等

ウ 住宅建築環境変化への対応

建築基準法改正、長期優良住宅制度等への適切な対応等

エ 品質の確かな木材製品の普及等

JAS 製品、乾燥材の普及等

オ 健康、安全対策の推進

VOC・シックハウス対策、製材端材等木くずの廃棄物取扱等への適切な対応、労働安全対策等

カ 全木連活動の活性化等の取組み

(2) 計画実行性確保の基本的考え方

ア 全木連と各都道府県木(協)連との連携を一層強化し、さらに各地区の支部組織活動を活発化していく中で、全国的課題、地域的課題のそれぞれに対する取組みの強化を図り、組織の活性化と活動力の向上に努める。その際、国・地方の行政機関や林業・木材産業、木造住宅等関係団体、試験研究機関との連携をこれまで以上に強化して総合的、効果的に事業を推進していくものとする。

イ 国の補助事業等については、公募方式により実施主体が決定されることとされており、全木連活動に資する事業について提案力を高めつつ積極的に応募するものとする。また、行政機関（林野庁、国土交通省住宅局）や関係団体との定期的意見交換を積極的に実施するとともに、行政の諸施策の制度化等に当たっての意見公募（パブリックコメント）などに対して、全木連、都道府県木（協）連等は確かな根拠データを集積しつつ的確に対処していくものとする。

ウ 全木連、都道府県木（協）連等を通じて、組織体制（公益法人改革への対応を含む）と財務基盤の確立方策、求心力のある団体活動のあり方について引き続き検討する。

エ なお、全木連の事務・業務を効率的に実施していくため、アウトソーシングなどの積極的活用、情報の共有化、魅力あるHPによる情報提供などのITの活用、経理事務等の業務の効率化とともに、定期的職場環境の改善等への取組みを行う。